

雇用保険三事業助成金 平成19年度予算案の整理表

平成18年度雇用保険三事業助成金(20本)

平成19年度雇用保険三事業助成金(14本)

各種給付金名			各種給付金名		要綱
1	人材確保等支援助成金	(内容見直し) →	①	人材確保等支援助成金	第一・十二 第三
2	地域雇用開発促進助成金	(内容見直し) →	②	地域雇用開発促進助成金	第一・八
3	雇用調整助成金		3	雇用調整助成金	
4	労働移動支援助成金	(内容見直し) →	④	労働移動支援助成金	第一・四
5	キャリア形成促進助成金	(内容見直し) →	5	キャリア形成促進助成金	能開分科会 で議論
6	職場適応訓練費		6	職場適応訓練費	
7	広域団体認定訓練助成金		7	広域団体認定訓練助成金	
8	育児・介護雇用安定等助成金	(内容見直し) →	⑧	育児・介護雇用安定等助成金	第一・十(一部 は均等分科会 で議論)
9	通年雇用奨励金	(内容見直し) →	⑨	通年雇用奨励金	第一・九
10	冬期雇用安定奨励金	→		(廃止)	
11	冬期技能講習助成給付金	→		(廃止)	
12	介護福祉助成金	→		(廃止)	
13	特定求職者雇用開発助成金		10	特定求職者雇用開発助成金	
14	試行雇用奨励金	(内容見直し) →	⑪	試行雇用奨励金	第一・七
15	継続雇用定着促進助成金	→		(廃止)	
16	自立就業支援助成金	(内容見直し) →	⑫	自立就業支援助成金	第一・六
17	短時間労働者雇用管理改善等助成金	(内容見直し) →	13	短時間労働者雇用管理改善等助成金	均等分科会 で議論
18	小規模事業被保険者福祉助成金	→		(廃止)	
19	勤労者財産形成促進助成金	→		(廃止)	
20	中小企業財形共同化支援事業助成金	→		(廃止)	
	(新設)		⑭	定年引上げ等奨励金	第一・五

# 人材確保等支援助成金の見直し

平成18年度		(百万円)	平成19年度(予定)		(百万円)
助成金名	18'予算額		助成金名	19'予定額	
<b>人材確保等支援助成金</b>		<b>17,970</b>	<b>人材確保等支援助成金</b>		<b>14,397</b>
<b>中小企業職業相談委託助成金</b> <small>(事業概要)</small> 雇用管理の改善に係る計画について、都道府県知事の認定を受けた認定中小企業者等が、職業相談を外部の専門機関等に委託して実施した場合、当該措置に係る経費について一定額を助成。	110	→	<b>中小企業職業相談委託助成金</b>	100	
<b>中小企業基盤人材確保助成金</b> <small>(事業概要)</small> 中小企業における雇用機会の創出、雇用管理の改善を図るため、新分野進出等に伴い、経営基盤の強化に資する労働者(基盤人材)を新たに雇い入れた場合に、当該基盤人材1人当たり140万円(同意雇用機会増大促進地域の場合は1人当たり210万円)(当該基盤人材の雇入れに伴い雇い入れられた当該基盤人材以外の労働者(一般労働者)1人当たり30万円(同意雇用機会増大促進地域の場合は1人当たり40万円))を助成(基盤人材5人を上限。一般労働者は基盤人材と同数まで)。	4,473	→	<b>中小企業基盤人材確保助成金</b>	4,471	
<b>中小企業人材確保推進事業助成金</b> <small>(事業概要)</small> 中小企業における雇用機会の創出、雇用管理の改善を図るため、事業協同組合等の構成員たる中小企業者の雇用管理の改善を図るため、雇用管理の改善に関する調査研究等の事業を行った当該組合等に対して、当該事業の実施に要した経費の2/3相当額を、3年間で集中的に助成。	1,932	→	<b>中小企業人材確保推進事業助成金</b> <small>(見直し概要)</small> ○事業協同組合等がその構成員たる中小企業者の人材確保及び職場定着を図るために左記事業を行った場合に助成。	1,232	
<b>看護師等雇用管理研修助成金</b> <small>(事業概要)</small> 病院等において雇用管理の責任者に雇用管理の改善に必要な情報・知識等を習得するための研修を受講させた場合に一定額を助成。	15	→	<b>(廃止)</b>	0	
<b>建設教育訓練助成金(建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金を除く)</b> <small>(事業概要)</small> 中小建設事業主等が職業訓練及び技能実習を行う場合の経費、職業訓練法人等が建設工事における作業に係る職業訓練推進のための活動や職業訓練施設の設置整備等を行う場合等の経費、中小建設事業主が雇用する労働者を有給で訓練受講させた場合の賃金及び広域的な訓練を受講させた場合の経費の一部を助成。	3,538	→	<b>建設教育訓練助成金(建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金を除く)</b> <small>(見直し概要)</small> ○技能実習の支給要件を緩和。(第二種) 技能実習必要時間数: (旧)1日3時間以上、かつ、合計10時間以上 → (新)合計10時間以上 ○施設等整備費の助成対象を見直し。(第三種) 助成対象: 元方事業主、職業訓練法人 → 職業訓練法人	3,736	
<b>雇用管理研修等助成金</b> <small>(事業概要)</small> 中小建設事業主等が、雇用管理責任者等に労働者の雇用の管理に関して必要な知識を習得させるための雇用管理研修等を行う場合に経費の一部を助成。	61	→	<b>雇用管理研修等助成金</b>	74	
<b>福利厚生助成金</b> <small>(事業概要)</small> 中小建設事業主等が作業員宿舎、食堂・休憩室等の現場福利施設の整備改善及び期間雇用の建設労働者に健康診断を受診させた場合に経費の一部を助成。	128	→	<b>福利厚生助成金</b> <small>(見直し概要)</small> ○原則として18年度限りで廃止とするが、健康診断の実施に対する助成は暫定的に継続。	70	
<b>雇用改善推進事業助成金(建設業需給調整機能強化促進助成金を除く)</b> <small>(事業概要)</small> 中小建設事業主の団体等が、建設労働者の雇用管理の改善に関する目標値を設定し、当該目標値を達成するため、傘下事業主等を対象に諸事業を行う場合に経費の一部を助成。	1,307	→	<b>雇用改善推進事業助成金(建設業需給調整機能強化促進助成金を除く)</b> <small>(見直し概要)</small> ○若年労働者の採用促進事業に対する助成の上限額を引上げ。(第一、二種) 実施項目1件あたり助成限度額: (旧)100万円(全国的な団体は400万円) → (新)200万円(全国的な団体は800万円) ○女性の建設労働者の活躍を促進するための振助に対する助成を追加。(第一種)	1,618	
<b>雇用改善推進事業助成金(建設業需給調整機能強化促進助成金)</b> <small>(事業概要)</small> 中小建設事業主団体が、離職を余儀なくされる建設労働者を対象に無料職業紹介事業等を実施しようとする場合に初期経費の一部を助成。	111	→	<b>雇用改善推進事業助成金(建設業需給調整機能強化促進助成金)</b>	29	
<b>介護基盤人材確保助成金</b> <small>(事業概要)</small> 介護分野で新サービスの提供等を行おうとする事業主が、雇用管理の改善及び介護従事者の教育において中核的な役割を担う者である特定労働者を雇い入れる場合に、6ヶ月の期間に特定労働者1人当たり70万円を助成するものである。	6,295	→	<b>介護基盤人材確保助成金</b> <small>(見直し概要)</small> ○特定労働者の資格要件等の変更について ・医師、看護師、准看護師を除く、新たにサービス提供責任者(実務経験1年以上)を対象とする。 ・特定労働者を「計画期間内で措置した雇用管理改善に関連して雇入れた者」として雇い入れる場合のみに限定する。 ○雇入れ1年後の雇用保険被保険者の定着率を考慮し、定着率80%未満については不支給とする。	3,067	

## 地域雇用開発促進助成金の見直し

平成18年度

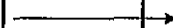
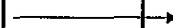
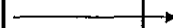
(百万円)

助 成 金 名	18'予算額
地域雇用開発促進助成金	3,898
地域雇用促進奨励金 <small>(事業概要)</small> 雇用機会増大促進地域、過疎雇用改善地域又は農山村地域内で事業所を設置又は整備し、あわせて、地域求職者等を計画に基づき雇い入れる事業主に係る雇入れに要した費用の一部を助成する。	175
地域雇用促進特別奨励金 <small>(事業概要)</small> 地域における雇用機会の創出を行うため、雇用機会増大促進地域、過疎雇用改善地域又は農山村地域内で事業所設置又は整備を行い、これに伴い地域求職者等を5人以上(小規模事業主の場合は3人以上)計画的に雇い入れる事業主に対し、施設等の設置等費用及び雇入れ規模に応じた特別の助成を3年間実施する。	3,526
地域高度人材確保奨励金 <small>(事業概要)</small> 高度技能活用雇用安定地域において、雇用創出に結びつく新事業展開等を行うために必要な高度技能労働者を受け入れる事業主に対して一定額を助成する。	197

平成19年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	19'予定額
地域雇用開発促進助成金	5,409
地域雇用開発促進奨励金 <small>(見直し概要)</small> ○農山村地域に係る助成を廃止。	91
地域雇用促進特別奨励金 <small>(見直し概要)</small> ○農山村地域に係る助成を廃止。	5,177
地域高度人材確保奨励金	141



労働移動支援助成金の見直し

平成18年度		(百万円)
助成金名	18'予算額	
労働移動支援助成金	1,598	
求職活動等支援給付金	572	
<p>(事業概要) 再就職援助計画等の対象被保険者に、通常賃金の額以上の額を支払って求職活動等のための休暇を与える事業主に、当該被保険者1人1日当たり4,000円、当該被保険者に通常賃金の額以上の額を支払って職場体験講習を受講させる事業主に、当該被保険者の講習1日当たり4,000円(講習機関3日間以上のものに限る)(職場体験講習先の開拓を実施した場合は当該被保険者1人当たり2万円(新規・成長15分野の事業を行う事業所を開拓した場合は、4万円))、職場体験講習で受け入れた再就職援助計画等の対象労働者を離職から1か月以内に雇い入れる事業主に、当該対象労働者1人当たり10万円を支給。</p>		
再就職支援給付金	593	
<p>(事業概要) 再就職援助計画等の対象被保険者について、その再就職に係る支援を民間の職業紹介事業者に費用を負担して委託し、当該被保険者の離職日から3か月(45歳以上の者は5か月)以内に再就職を実現した事業主に、当該委託に要する費用の1/4(1人当たり30万円を限度)(中小企業事業主は1/3(1人当たり40万円を限度))の額を支給(委託契約上、職業紹介事業者が当該被保険者について新規・成長15分野に係る事業を行う事業所への再就職の実現に努める旨が記載され、かつ、当該事業所への再就職が実現した場合は、10万円を上乗せ)。</p>		
定着講習支援給付金	75	
<p>(事業概要) 再就職援助計画等に係る対象労働者をその離職日から3か月(45歳以上の者は5か月)以内に雇い入れ、その従事する職務に必要な知識又は技能を習得させるための20時間以上の講習(OJT及びびOJT)を実施した事業主に、講習時間40時間以上の場合当該講習を受けた労働者1人当たり10万円、講習時間20時間以上40時間未満の場合当該講習を受けた労働者1人当たり5万円を支給。</p>		
建設業労働移動円滑化支援助成金	179	
建設業新規・成長分野定着促進給付金	84	
<p>(事業概要) 離職を余儀なくされた建設業関連の技術・技能等を有する建設労働者を雇い入れ、職務に必要な知識等を習得させるための講習を実施した新規・成長分野の事業を単独又は共同で行う中小建設事業主に対し一定額を助成。</p>		
建設業新分野雇用創出給付金	95	
<p>(事業概要) 実施計画の認定を受けた建設事業主団体が、自ら新分野の事業を創出し、構成事業主の建設労働者を継続して雇用する労働者として雇い入れた場合に、経費の一部を助成(事業の開始に要した費用及び対象労働者の人数により助成額を決定(25万円～500万円))。</p>		

平成19年度(予定)		(百万円)
助成金名	19'予定額	
労働移動支援助成金	627	
求職活動等支援給付金	234	
<p>(見直し概要) ○当該対象労働者の離職から1か月以内に雇い入れた場合の支給額の見直し 助成額:(旧)10万円 → (新)5万円(雇用機会増大促進地域にあっては10万円)</p>		
再就職支援給付金	364	
<p>(見直し概要) ○離職から再就職までの期間要件の見直し 期間要件:(旧)3か月 → (新)2か月(雇用機会増大促進地域にあっては3か月)</p>		
(廃止) ※予定額は経過措置分のみ	7	
建設業労働移動円滑化支援助成金	11	
(廃止) ※予定額は経過措置分のみ。	6	
(廃止) ※予定額は経過措置分のみ。	5	

## キャリア形成促進助成金の見直し

平成18年度

(百万円)

平成19年度(予定)

(百万円)

助成金名	18'予算額
<b>キャリア形成促進助成金</b>	6,865
<b>訓練給付金</b> <small>(事業概要)</small> 事業主(雇用保険の適用事業の事業主に限る。)が、事業内職業能力開発計画に基づき作成した年間職業能力開発計画に基づき、その従業員(雇用保険の被保険者に限る。)に職業訓練を受けさせた場合、訓練に要した費用(経費及び賃金)の一部を助成。	6,579
<b>職業能力開発支援促進給付金</b> <small>(事業概要)</small> 事業主(雇用保険の適用事業の事業主に限る。)が、事業内職業能力開発計画に基づき作成した年間職業能力開発計画に基づき、その従業員(雇用保険の被保険者に限る。)の自発的な職業能力開発について支援する制度を導入し、その従業員が行った職業能力開発について支援を行った場合、要した費用等の一部を助成。	41
<b>職業能力評価推進給付金</b> <small>(事業概要)</small> 事業主(雇用保険の適用事業の事業主に限る。)が、事業内職業能力開発計画に基づき作成した年間職業能力開発計画に基づき、その従業員(雇用保険の被保険者に限る。)に一定の資格試験等を受けさせた場合、受験に要した費用(経費及び賃金)の一部を助成。	82
<b>キャリア・コンサルティング推進給付金</b> <small>(事業概要)</small> 事業主(雇用保険の適用事業の事業主に限る。)が、事業内職業能力開発計画に基づき作成した年間職業能力開発計画に基づき、その従業員(雇用保険の被保険者に限る。)に外部委託又は企業内にキャリア・コンサルタントを配置して一定のキャリア・コンサルティングを受けさせた場合、要した費用等の一部を助成。	5
<b>地域人材高度化能力開発助成金</b> <small>(事業概要)</small> 地域雇用開発促進法の規定に該当する一定の地域内に所在する事業主(雇用保険の適用事業の事業主に限る。)が、事業内職業能力開発計画に基づき作成した年間職業能力開発計画に基づき、その従業員(雇用保険の被保険者に限る。)に職業訓練を受けさせ又は従業員の自発的な教育訓練の受講に対する支援を行う場合、訓練又は従業員の自発的な教育訓練の受講に対する支援に要した費用の一部を助成。	102
<b>中小企業雇用創出等能力開発助成金</b> <small>(事業概要)</small> 中小企業労働力確保法に基づく改善計画の認定を受けた事業主(雇用保険の適用事業の事業主に限る。)が、事業内職業能力開発計画に基づき作成した年間職業能力開発計画に基づき、その従業員(雇用保険の被保険者に限る。)に職業訓練を受けさせ又は従業員の自発的な教育訓練の受講に対する支援を行う場合、訓練又は従業員の自発的な教育訓練の受講に対する支援に要した費用の一部を助成。	56

助成金名	19'予定額
<b>キャリア形成促進助成金</b>	5,788
<b>訓練等支援給付金</b> <small>(見直し概要)</small> ○訓練給付金のうち、大企業に係る助成を廃止するとともに、職業能力開発支援促進給付金と統合する。 ○青少年の実践的な職業能力の開発及び向上を図るため、認定実習併用職業訓練を実施する事業主に対して助成する。 ○短時間等労働者に対する企業内職業能力開発の促進のため、短時間等労働者のキャリアアップを支援する事業主に対して助成する。	5,369
<b>職業能力評価推進給付金</b>	81
<b>(廃止) ※予定額は経過措置分のみ。</b>	3
<b>地域人材高度化能力開発助成金</b>	88
<b>中小企業雇用創出等能力開発助成金</b>	247

## 育児・介護雇用安定等助成金の見直し

平成18年度

(百万円)

平成19年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	18'予算額
育児・介護雇用安定等助成金	2,565
育児・介護雇用安定等助成金 (事業概要) 働き続けながら育児又は家族介護を行う労働者の雇用の継続を図るための雇用環境の整備に取り組む事業主に対し、助成金を支給する。(事業所内託児施設設置・運営コース、ベビーシッター費用等補助コース、代替要員確保コース、子育て期の柔軟な働き方支援コース、男性育児参加促進コース、休業中能力アップコースに分かれている。)	

助 成 金 名	19'予定額
育児・介護雇用安定等助成金	7,852
育児・介護雇用安定等助成金 (見直し概要) ○仕事と育児の両立支援に向けた職場風土の改善を計画的に実施し、成果をあげた事業主に対する新たな助成金(職場風土改善コース)を創設し、両立支援のための職場環境整備に向けた事業主の取組を促進する。 ○育児・介護休業中の従業員の代替要員確保の取組や子育て期の柔軟な働き方の支援を行う事業主への助成金を拡充し、仕事と家庭の両立のための雇用環境の整備の一層の促進を図る。 ○事業所内託児施設の設置・運営について、特に中小企業における取組を促すため、平成19年度から平成21年度までの間、中小企業に対する助成率を1/2から2/3に引き上げる。	4,567
育児休業取得促進等助成金(新規) (事業概要) 育児休業の取得等を積極的に促進するため、育児休業取得者等に対して事業主が独自に経済的支援を行った場合に、その取組を助成する。	3,285

## 通年雇用安定給付金の見直し

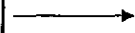
平成18年度 (百万円)		平成19年度 (百万円)	
助成金名	18'予算額	助成金名	19'要求額
通年雇用安定給付金	10,381	通年雇用安定給付金	7,248
通年雇用奨励金	3,686	通年雇用奨励金	3,844
<p><b>(事業概要)</b> 積雪寒冷地において、季節の影響を強く受ける事業の事業主が、季節的業務に従事する労働者の通年雇用化や労働移動を促進する上で必要な経費の一部について助成し、季節労働者の通年雇用化を促進するもの。</p>		<p><b>(見直し概要)</b> 冬期雇用安定奨励金及び冬期技能講習助成給付金の廃止に伴い、季節労働者の通年雇用化の一層の促進を図る観点から、通年雇用奨励金の拡充を行うもの。 ○ 施設整備を伴う通年雇用化への助成 新分野進出等のため施設整備を行い、3人以上の対象者の通年雇用化がなされた場合、当該整備に要した経費の10%を1年ごとに3年支給するもの。 ○ 技能講習への助成 民間訓練機関等への委託により通年雇用奨励金対象者に対して講習等を受講させた事業主に講習の実費の一部を助成するもの。 ○ 業務転換対象の拡充 試行雇用奨励金を活用して、一般業務において季節労働者を常用雇用する事業主に対し、賞金の一部を助成するもの。 ○ 休業手当への助成(3年間の暫定措置) 季節労働者を通年雇用した上で、冬期の閑散期に休業させた場合、就業期間に支払われた賃金及び当該休業期間に支払われた休業手当の一部を支給するもの。</p>	
冬期雇用安定奨励金	4,436	(廃止) ※予定額は経過措置分のみ。	3,240
<p><b>(事業概要)</b> 積雪寒冷地において、建設業等を行う事業主が、労使間において手当の支給を伴った雇用予約制度を慣行として定着させ、冬期間に季節労働者を一定日数以上就労させることを奨励することにより、季節労働者の通年雇用化の基盤を整備するとともに、通年雇用奨励金制度への移行を誘導し、季節労働者の通年雇用を促進するもの。</p>			
冬期技能講習助成給付金	2,260	(廃止) ※予定額は経過措置分のみ。	164
<p><b>(事業概要)</b> 積雪寒冷地において、建設業等を行う事業所を離職した季節労働者に対し、冬期に技能講習を受講させ、通年雇用化されるに必要な知識及び技能を習得させることを促進するための助成を行うことにより、季節労働者の通年雇用化の素地を醸成するもの。</p>			

## 介護福祉助成金の見直し

平成18年度

(百万円)

助 成 金 名	18'予算額
<b>介護福祉助成金</b>	<b>151</b>
<p>(事業概要)                      企業と看護師・家政婦(夫)紹介所の団体が設置する介護クーポン運営協議会との連携により、当該企業の従業員の家族などが介護等を必要とした場合に、当該協議会が発行する介護クーポンを利用し、全国の看護師・家政婦(夫)紹介所に登録しているケア・ワーカーにより割安な費用で介護等サービスを受けられる制度。紹介所を通して介護等サービスを受ける際に必要となる費用のうち、求人受付手数料(ケア・ワーカーに対する賃金の10.5%を限度とする額)を補助。</p>	



平成19年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	19'予定額
<b>廃止 ※予定額は経過措置分のみ。</b>	<b>98</b>



試行雇用奨励金の見直し

平成18年度 (百万円)

平成19年度(予定) (百万円)

助成金名	18'予算額
試行雇用奨励金	9,632
試行雇用奨励金	9,632
(事業概要) 1. トライアル雇用(2を除く) 次の対象者のうち、公共職業安定所長が安定した職業に就くことが著しく困難であると認める者について、これらの者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的として、3か月以内の期間を定めて試行雇用(トライアル雇用)を実施した事業主に対して、対象者一人あたり月額5万円(最大3か月)の奨励金を支給する。 【対象者】 ①45歳以上65歳未満の者 ②35歳未満の者 ③日雇労働者として雇用されることを常態とする者  2. 技能継承トライアル雇用 中小企業における技能継承者の確保を目的として、中小労働法に基づく青少年雇用創出計画を策定し、技能継承者となり得る35歳未満の者を安定所又は学校等の施設の長の紹介により、2年以内の期間を定めて試行雇用(トライアル雇用)を実施した中小事業主に対して、対象者一人あたり月額5万円(最大3か月)の奨励金を支給する。 【対象者】 1の②を除く35歳未満の者	

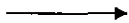
助成金名	19'要求額
試行雇用奨励金	5,511
試行雇用奨励金	5,361
(見直し概要) ○ 支給額単価について、現行の月額5万円から月額4万円に改める。 ○ 季節的業務から季節的業務以外の一般的業務への労働移動による通年雇用化を図るため、対象者に季節労働者を加える。	
若年者雇用促進特別奨励金(新規)	150
(事業概要) 正社員としての就業経験が少なく、就職が困難な年長フリーター(25歳～34歳のフリーター)について、トライアル雇用後に、常用雇用(雇用期間の定めのない雇用契約)に移行した事業主に対して、30万円(25歳～29歳の者にあっては20万円)を支給(※)する。 ※常用雇用移行後、半年経過ごとに半額ずつ支給。 (注)平成21年度まで	

# 継続雇用定着促進助成金の廃止

平成18年度

(百万円)

助 成 金 名	18'予算額
継続雇用定着促進助成金	45,174
<small>(事業概要)</small> 継続雇用の推進及び定着を図ることを目的として、労働協約又は就業規則により、定年の引上げや継続雇用制度の導入等の措置を講じた事業主、それに伴う高齢者の雇用割合が一定割合を超える事業主及び定年の引上げや継続雇用制度の導入等の措置を円滑に運用するため、55歳以上65歳未満の雇用保険の被保険者に対して雇用機会の確保又は職業生活の充実等に資する研修等を実施した事業主に対して助成	



平成19年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	19'予定額
(廃止) ※予定額は経過措置分のみ。	31,452

## 自立就業支援助成金の見直し

平成18年度

(百万円)

助 成 金 名	18'予算額
自立就業支援助成金	7,986
受給資格者創業支援助成金 (事業概要) 失業者(雇用保険の受給資格者)自らが創業し、雇用保険の適用事業の事業主になった場合、創業に要した費用の一部を助成。	4,002
高年齢者等共同就業機会創出助成金 (事業概要) ○就業機会の確保が困難である高年齢者等3人以上が、共同して新たに法人を設立し労働者を雇い入れ、継続的な雇用機会を自ら創出する場合に、事業開始に係る経費の一部を助成 ○支給額について、500万を限度として費用の2/3に相当する額を支給	3,384
子育て女性起業支援助成金 (事業概要) 子育て期にあり、雇用保険の被保険者であった女性が起業し、雇用保険の適用事業の事業主になった場合、起業に要した一部の経費について助成。	600

平成19年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	19'予定額
自立就業支援助成金	
受給資格者創業支援助成金 (見直し概要) ○支給対象事業主について、自営廃業者、自己都合退職者及び自己資金調達能力のある者(自己資本比率50%以上の者)は除外する。 ○支給額について、有効求人倍率が全国平均未満の地域は500万円を限度として費用の最大2/3、全国平均以上の地域は500万円を限度として費用の1/2とする。	2,777
高年齢者等共同就業機会創出助成金 (見直し概要) ○支給対象事業主について、自営廃業者、自己都合退職者及び自己資金調達能力のある者(自己資本比率50%以上の者)は除外する。 ○支給額について、有効求人倍率が全国平均未満の地域は500万円を限度として費用の最大2/3、全国平均以上の地域は500万円を限度として費用の1/2とする。	1,410
子育て女性起業支援助成金 (見直し概要) ○支給対象事業主について、自営廃業者、自己都合退職者及び自己資金調達能力のある者(自己資本比率50%以上の者)は除外する。 ○支給額について、有効求人倍率が全国平均未満の地域は500万円を限度として費用の最大2/3、全国平均以上の地域は500万円を限度として費用の1/2とする。	237

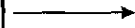
二

## 短時間労働者雇用管理改善等助成金の見直し

平成18年度

(百万円)

助 成 金 名	18'予算額
短時間労働者雇用管理改善等助成金	223
(事業概要) 短時間労働者の雇用管理の改善に係る取組を行い、その福祉の増進を図る事業主及び事業主団体に対し、助成金を支給する。	



平成19年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	19'予定額
廃止 ※予定額は経過措置分のみ。	110

## 小規模事業被保険者福祉助成金の廃止

平成18年度 (百万円)

助 成 金 名	18'予算額
<b>小規模事業被保険者福祉助成金</b>	1,404
<p>(事業概要)                      小規模事業への雇用保険の適用を促進し、小規模事業労働者の福祉を増進させるため、小規模事業の事業主の委託を受けてその雇用する労働者に係る雇用保険の被保険者に関する事務の処理を行う労働保険事務組合(以下「事務組合」という。)に対して助成金を支給することにより、事務組合がこれらの事務の処理を受けることを促進する。</p>	



平成19年度(予定) (百万円)

助 成 金 名	19'予定額
(廃止)	0

## 勤労者財産形成促進助成金の見直し

平成18年度

(百万円)

助 成 金 名	18'予算額
勤労者財産形成促進助成金	7,761
勤労者財産形成助成金	852
(事業概要) 中小企業への財形給付金制度及び財形基金制度(勤労者の財産形成を援助するために、事業主が財形貯蓄を行っている勤労者のために毎年定期的に金銭を拠出する制度)の導入を促進するため、給付金契約及び基金契約に基づき拠出する中小企業の事業主に対し、拠出金の一定割合を7年間助成。	
財産形成貯蓄活用助成金	6,909
(事業概要) 財形貯蓄活用給付金制度(一般財形貯蓄を行う勤労者が育児・教育等生涯の節目となる事由に対して一定額以上の払出しを行った場合に事業主が支援する制度)を導入した企業について、勤労者に財形貯蓄活用給付金を支払った事業主に対し、当該給付金の額に応じて一定額を支給。	

平成19年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	19'予定額
(廃止) ※予定額は経過措置分のみ	7,164
	790
	6,374

## 中小企業財形共同化支援事業助成金の見直し

平成18年度 (百万円)

助 成 金 名	18'予算額
中小企業財形共同化支援事業助成金	62,385
(事業概要) 中小企業が事務代行制度を活用することにより、一層の財形制度の普及を図るため、事務代行制度の普及に関する業務を行う法人である事業主団体に対し当該業務等に要する費用を一定限度まで最長3年間助成。	



平成19年度(予定) (百万円)

助 成 金 名	19'予定額
(廃止) ※予定額は経過措置分のみ	31,496

## 定年引上げ等奨励金の創設

平成19年度(予定)

(百万円)

	助 成 金 名	19'予定額
	定年引上げ等奨励金(新規)	1,382
	<p>(事業概要)</p> <p>65歳以上への定年の引上げ又は定年の定め廃止を行った中小企業事業主に対して、企業規模に応じた助成を「中小企業定年引上げ等奨励金」の支給により行う(70歳以上への定年引上げ又は定年の廃止を実施した場合は上乗せ支給)。</p> <p>また、65歳以上への定年引上げ等を行った中小企業事業主が、初年度に労働者のセカンドキャリア形成に資する研修等を実施することを支援するため、「雇用環境整備助成金」を支給する。</p>	